

一般財団法人意識研究財団 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人意識研究財団と称し、英文では、**The Consci-
ousness Research Foundation** と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、意識に関する研究の推進と支援に努め、人間の意識や価値、生きる意味などの根源的な問いを探究するとともに、広く社会に問いかけることで、慈悲に基づいた個人や社会の成長を促し、文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 意識にかかわる各種の研究・開発
- (2) 意識研究に関する助成活動
- (3) 意識研究に関する講演会・セミナー・シンポジウム、研究者間または研究者と一般市民の間の交流と議論の場を提供する研究会・体験会、その他各種イベントの開催
- (4) 意識研究に関する成果の公表・発表
- (5) 意識研究・探究の振興に資する図書、出版物の刊行
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- (7) 前各号に附帯関連する一切の事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第5条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のと

おりである。

現 金 金 3 0 0 万円

(事業年度)

第 6 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 当法人に関する次の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業計画書

(2)収支予算書

(3)資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

(7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第(1)号、第(3)号、第(4)号、第(6)号及び第(7)号の書類については、定時評議員会に提出し、第(1)号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けるものとする。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

- (3) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第9条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 当法人に評議員3名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものとする。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員が欠けた場合又は第10条に定める評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は原則として無報酬とする。ただし、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従い、特別な職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事及び評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 財産目録及びキャッシュ・フロー計算書の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第16条 評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第18条 代表理事は、評議員会の日日の7日前までに、評議員に対し、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、通知を発し

なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から都度互選する。

(定足数・決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

- 3 理事又は監事を選任する決議に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（以下「一般法人法施行規則」という。）に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、評議員会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(評議員会規則)

第24条 評議員会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第6章 役員等

(役員の設置)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事から、2名以内の業務執行理事（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第197条が準用する同法第91条第1項第2号）を置くことができる。

(役員の選任等)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と特別の関係がある者を含む。）の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事は、第25条第1項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第30条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、報酬等として、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第33条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は一般法人法第198条において準用する同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

- (4) 評議員会の開催の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - (6) 第33条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第36条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、毎年定期に、年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事から、一般法人法第197条において準用する同法第100条に規定する場合において、必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合は、この限りでない。

- 2 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号の請求があった場合は、その

請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

- 3 理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第27条4項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の一般法人法施行規則に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第43条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(合併等)

第45条 当法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第46条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置して必要な職員を置くことができる。

2 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第49条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第50条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 附 則

(設立時の評議員)

第52条 当法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

設立時評議員 信原幸弘、芦澤大地、渡邊正峰

(設立時の役員等)

第53条 当法人の設立時理事、設立時代表理事、設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	七沢智樹、國府田淳、長谷川愛
設立時代表理事	七沢智樹
設立時監事	上野さやか

(最初の事業計画等)

第54条 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第55条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2025年3月末日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第56条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所	
設立者	田村眞一

(法令の準拠)

第57条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。